

電気事業法第 38 条第 1 項第 2 号の統一見解について

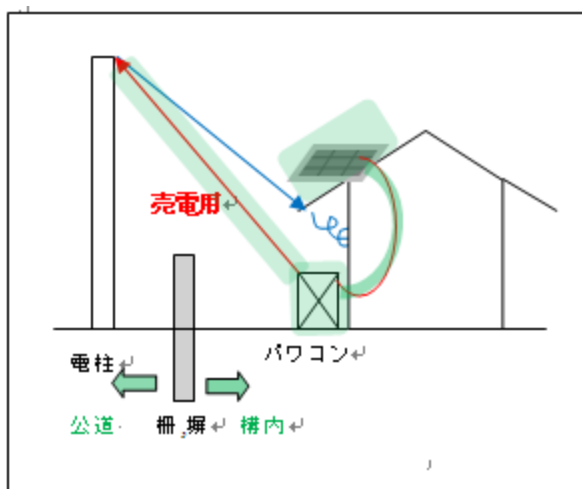
平成 24 年 6 月 29 日
原子力安全・保安院
電力安全課

電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号。以下「法」という。）第 38 条の規定において、一般用電気工作物の定義が定められている。法の解説については、2005 年度版「電気事業法の解説（資源エネルギー庁電力・ガス事業部、原子力安全・保安院編）」（以下「コンメンタール」という。）が出されているところであるが、今年 4 月の電気事業法施行規則改正によって一の需要場所の特例が認められたことに伴い、2005 年版コンメンタールの解釈ではまかないかねる部分があるため、改めて下記の統一見解を示すこととする。

記

2005 年度版コンメンタール 296 頁 14 行目「①構外の電線路と接続される小出力発電設備のみ（発電機単体が設置される場合）」の解釈の中で述べられている「構外の電線路」とは、法第 38 条第 1 項第 1 号と併せて考えると「一般電気事業者等から受電するための電線路」のことを指していると考えられる。したがって売電用に用いる電線路は、一時的な受電があるとしても、専ら売電の用に供するものであることから、「受電するための電線路」に該当しないため、当該売電用電線路によって構外と接続された電気工作物は事業用電気工作物として扱う。

この場合、2005 年版コンメンタール 296 頁 2 行目の記載にかかわらず、責任分界点が構内にある場合でも、当該売電用電線路と電氣的に接続される太陽電池発電設備は事業用電気工作物となる。



■：事業用電気工作物

図 1. 売電用の電線路との接続により事業用電気工作物とみなされる例

以下、電線路の用途による電気工作物の区分のフローを示す。

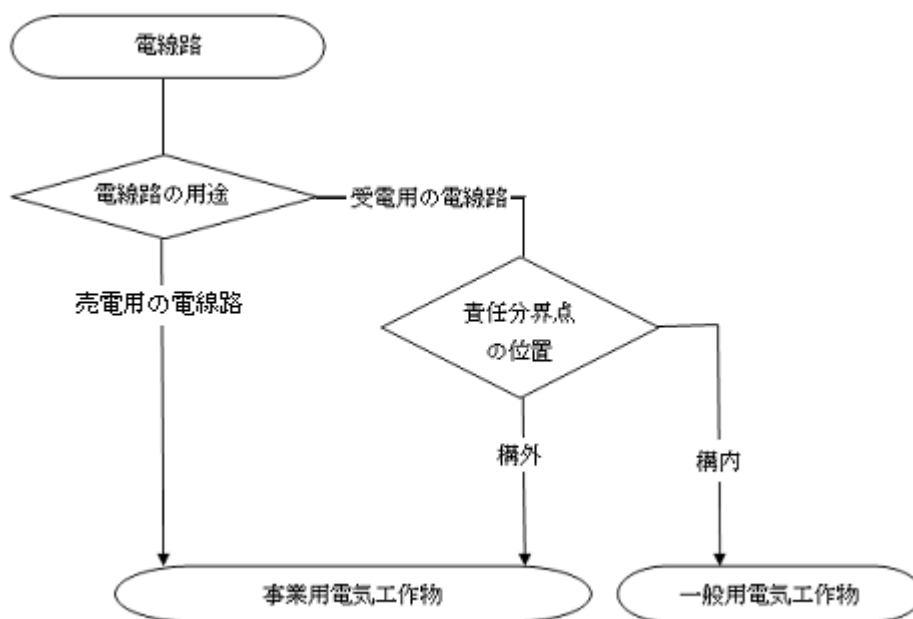


図2. 電線路の用途による電気工作物区分のフロー

【参考条文】

○電気事業法（昭和39年法律第170号）

第三十八条 この法律において「一般用電気工作物」とは、次に掲げる電気工作物をいう。ただし、小出力発電設備以外の発電用の電気工作物と同一の構内（これに準ずる区域内を含む。以下同じ。）に設置するもの又は爆発性若しくは引火性の物が存在するため電気工作物による事故が発生するおそれが多い場所であつて、経済産業省令で定めるものに設置するものを除く。

- 一 他の者から経済産業省令で定める電圧以下の電圧で受電し、その受電の場所と同一の構内においてその受電に係る電気を使用するための電気工作物（これと同一の構内に、かつ、電氣的に接続して設置する小出力発電設備を含む。）であつて、その受電のための電線路以外の電線路によりその構内以外の場所にある電気工作物と電氣的に接続されていないもの
- 二 構内に設置する小出力発電設備（これと同一の構内に、かつ、電氣的に接続して設置する電気を使用するための電気工作物を含む。）であつて、その発電に係る電気を前号の経済産業省令で定める電圧以下の電圧で他の者がその構内において受電するための電線路以外の電線路によりその構内以外の場所にある電気工作物と電氣的に接続されていないもの
- 三 前二号に掲げるものに準ずるものとして経済産業省令で定めるもの
- 2 前項において「小出力発電設備」とは、経済産業省令で定める電圧以下の電気の発電用の電気工作物であつて、経済産業省令で定めるものをいうものとする。
- 3 この法律において「事業用電気工作物」とは、一般用電気工作物以外の電気工作物をいう。
- 4 この法律において「自家用電気工作物」とは、電気事業の用に供する電気工作物及び一般用電気工作物以外の電気工作物をいう。